

税第163号
昭和47年7月1日

各県事務所長 様
県税事務所長 様

総務部長

熊本県税事務取扱規程の制定及び施行について

熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号。以下「規程」という。）は、昭和47年3月31日に制定され、同年4月1日から施行されましたが、その取扱いについては、下記の事項に留意のうえ、適切な処理をお願いします。

なお、熊本県税事務取扱規程（昭和32年税第728号総務部長通達）は、廃止するので申し添えます。

記

第1 総則関係

1 公示送達に関する調査について（規程第6条関係）

公示送達は、可能な範囲において、事前に送達を受けるべき者の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所について、市役所又は町村役場における調査その他必要と認められる調査を行ったうえ、住所等が不明なものについて行うこと。

2 納税管理人申告書の取扱いについて（規程第8条関係）

納税管理人申告書は、2部提出させ、1部を納税管理人申告台帳として編てつし、整理すること。

3 県税の減免の取扱いについて（規程第8条関係）

県税の減免の取扱いは、「県税の減免に関する取扱いについて（昭和38年4月17日付け税第542号総務部長通知）」によること。

4 県税の不服申立てに関する取扱いについて（規程第9条関係）

県税の不服申立てに関する取扱いについては、「県税に関する不服申立ての事務処理について（昭和38年2月25日付け税第280号総務部長通知）」によること。

5 連帯納税義務又は第二次納税義務の決定又は取消しについて

連帯納税義務又は第二次納税義務の決定又は取消しについては、別紙2により行うこと。

第2 賦課事務関係

1 調定の手続きについて（規程第15条関係）

(1) 更正又は決定に係るものにあつては、徴収事務の執行が円滑に行われるように適期に行うこと。

(2) 調定をするときにおいて、納税義務者若しくは特別徴収義務者若しくはこれらの

相続人又は第二次納税義務者等の存在が不明である等のため、賦課権の具体的執行ができないと認められるものについては、これらの存在を調査し、確認したうえで調定すること。

また、納税義務者又は特別徴収義務者が法人である場合で、当該法人が除去されるべきものであると認められるときも同様とする。

2 法人の県民税及び事業税関係

法人の除去について（規程第41条関係）

法人の除去の取扱いについては、「法人の除去処理要領について（昭和37年9月17日付け税第1124号総務部長通知）」によること。

3 不動産取得税関係

賦課資料の取扱いについて（規程第46条、第48条及び第51条関係）

家屋評価事務の市町村との分担に係る資料の取扱いについては、「不動産取得税の家屋評価に係る市町村との事務分担について（昭和45年5月29日付け税第129号総務部長通知及び昭和53年9月11日付け税第272号総務部長通知）」によること。

4 自動車税関係

(1) 返戻された納税通知書等は第1の1に定める調査を行ったうえ、納税義務者の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所が判明したものについては、規程第83条第1項及び第85条の規定により処理すること。

(2) 規程第83条第2項の規定により作成した公示送達書の取扱いは次のとおりとする。

ア 自動車税事務所長は、公示送達書を4部作成し、このうち1部を自動車税事務所の掲示場に掲示するとともに、2部を地域振興局長に送付し、残り1部を控にすること。

イ 地域振興局長は、自動車税事務所長から送付を受けた公示送達書のうち、1部を地域振興局の掲示場に掲示すること。

この場合において、当該公示送達書の下部余白部に、当該公示送達書が自動車税事務所に掲示してあるものの写しである旨を明記し、残り1部を控にすること。

5 自動車取得税関係

(1) 申告書を受理する際の留意事項について（規程第92条関係）

自動車取得税申告書を受理する際に、当該申告書が条例第129条の2第1項又は第129条の3第1項若しくは第2項の規定に係るものであるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しが添付されていることを確認すること。

(2) 更正又は決定をするときの調査書について（規程第96条関係）

自動車取得税の更正又は決定は、自動車取得税の不申告、過少申告に係る調査書（別紙3）により調査して行うこと。

6 軽油引取税関係

(1) 徴収不能額等の還付（充当）・納入義務の免除申請書を受理する際の留意事項につ

いて（規程第102条関係）

徴収不能額の還付（充当）・納入義務の免除申請書を受理する際は、次に掲げる書類の添付の有無について確認すること。

- ア 納入義務免除（徴収不能額の還付）申請の明細書
- イ 還付又は納入義務免除を必要とする理由を記載した書類
- ウ 売掛帳の写し
- エ 決算書の写し
- オ 債権放棄の通知書
- カ その他指示した書類

(2) 特別徴収義務者の調査について（規程第113条関係）

特別徴収義務者の調査にあたっては、調査着手前に納入申告書又は納付申告書により規程第113条第2項に規定する軽油引取税月別明細表を作成して検討をしておくとともに、元売業者の報告書、課税済軽油証明書等により月別集計表を作成して内容を分析しておくこと。

なお、必要に応じて軽油の引取りに関する帳簿その他仕入帳、売上帳、売上日報、現金出納帳、元売業者からの出荷伝票、契約書等の書類の提出を求めたうえ検討すること。この場合においては、特に灯油等の受払状況について注意すること。

(3) 自動車保有者の調査について（規程第115条関係）

ア 地下タンク保有者については、毎回1回以上全員実施するとともに、調査に際しては、タンクのみならず所有自動車（軽油車）からも抜取り（原則として複数台）を行うこと。また、灯油等の軽油周辺油種の貯蔵施設があった場合には、当該施設に対する抜取調査も併せて実施すること。

イ アによる調査の結果、灯油等の混和が確認されたときは、直ちに当該軽油等の購入を調査し、混和数量を把握するとともに混和軽油を使用した自動車の稼働日数、走行距離等の裏付調査を実施すること。

(4) 免税軽油使用者の調査について（規程第116条関係）

ア 地下タンク保有者、鉱物の掘採事業者等については毎年1回以上実施するとともに、次に掲げる者について重点的に行うこと。

- (ア) 地区又は業種ごとに比較して免税軽油の使用量が多い者
- (イ) 作業内容が特殊である者
- (ウ) 免税証交付申請書を受理する際に調査をする必要があると認められた者
- (エ) 免税証の交付申請が共同である者

イ 免税軽油使用者の調査に際しては、次の事項に留意すること。

- (ア) 免税機械の有無、型式、馬力、用途、台数等が申請のものであるか否かを確認すること。
- (イ) 作業内容が申請の作業内容と同じであるか否かを確認すること。
- (ウ) 免税軽油の引取り方法、免税証の使用状況、免税機械別及び用途別の軽油の消費量と免税証交付数量との関係について、帳簿又は稼働状況等により確認する

こと。特に免税の対象とならない機会を併せて保有している者については、免税軽油の用途外使用の有無について入念に調査するとともに、使用燃料油の抜取調査を実施し、軽油以外の燃料の使用の有無について調査すること。

(エ) 免税証の不正使用（品転、他油種の引取り等）がなされていないか販売店の調査も併せて可能な限り実施すること。

(オ) 新規の大口使用者に対しては、実態調査を実施すること。

7 狩猟税関係

申告書を受理する際の留意事項について（規程第121条の2関係）

狩猟税申告書を受理する際は、次の事項に留意すること。

(1) 条例第149条後段の規定による市町村長の証明書が添付されているものについては、その証明書の内容を審査すること。

(2) 当該申告書にちょう付された証紙の額が、条例第146条に規定する税額に適合していることを確認すること。

第3 収税事務関係

1 県税領収証綴の交付について（規程第124条関係）

県税領収証綴を出納員等に交付するときは、交付する県税領収証綴に枚数、印刷等の誤りがないことを確認すること。

2 県税領収証について

県税領収証を交付する際は、次の事項に留意すること。

(1) 県税領収証の記載は、明確を期し、誤記等がないようにすること。

(2) 県税領収証を作成するときに税額又は合計金額を書き誤ったときは、書損として斜線を引き、切り離さずに保管すること。

3 口座振替の方法による納付又は納入の申出があったときは、「県税の口座振替による納税の取扱要領について（平成6年6月9日付け税第183号総務部長通知）」により処理すること。

4 完結した滞納整理カードの引継ぎについて（規程第143条第2項関係）

完結した滞納整理カードの引継ぎは、枚数について月別に集計して行うこと。

5 換価の猶予をするときの留意事項について（規程第148条関係）

換価の猶予又は猶予期間の延長をするときは、納税者等の事業の内容、納税の状況、将来の納税の能力等について調査する等、慎重を期すること。

6 不能欠損処分をした徴収金の取扱いについて（規程第158条関係）

不能欠損処分をした徴収金は、翌年度へは繰り越さないこと。したがって、当該徴収金は、翌年度において調定するときに繰越額から差し引くこと。

7 収入証紙の取扱いについて（規程第163条関係）

納税証明請求書にちょう付された収入証紙の取扱いは、「熊本県収入証紙事務取扱要領」によること。